

東都生活協同組合

ベビー・キッズシッターサービスのお申し込みにあたってご確認いただきたい事柄

この「東都生活協同組合ベビー・キッズシッターサービスのお申し込みにあたってご確認いただきたい事柄」(以下「本ご確認事項」といいます。)は、東都生活協同組合(以下「組合」といいます。)の運営する「家事代行」のうちベビー・キッズシッターサービス(以下「本サービス」といいます。)を利用する組合員(以下「利用者」といいます。)が利用及びその申し込みをするにあたりその一切に適用し、利用者が遵守しなければならない事項を定めるものです。

(本ご確認事項の位置づけ)

第1条 本ご確認事項は組合が定める定款に付随する「東都生活協同組合家事代行(ベビー・キッズシッターサービス)利用規程」に基づくものです。本ご確認事項に定めのない事項については、東都生活協同組合定款及び諸規定に定めるとおりとします。

2. 本ご確認事項と諸規定が明らかに矛盾抵触する場合は、本サービスの係る領域に関しては本ご確認事項が優先するものとします。

(本サービスの目的)

第2条 本サービスは、社会で活躍する保護者に代わって、組合の家事代行スタッフ(以下「スタッフ」といいます。)がシッターとしてそのご家庭の育児・教育方針を尊重しながら、被保護者であるお子様のお世話をすることを目的とします。

(本サービスの性質)

第3条 本サービスの申し込みができる利用者は、本サービスでお預かりするお子様の保護者である方に限ります。

2. 組合が提供する本サービスは、仕事の完成を目的とした請負契約ではなく、仕事の成否を問わず利用者の目的に沿って組合の技術・知識・経験等に基づき自らの裁量で行う契約となります。従って、組合は、善良な管理者の注意をもって利用者のご要望に沿うように誠実に本サービスを行いますが、本サービスの結果はご要望どおりにならない場合があることを、利用者は承諾の上で申し込むものとします。

3. 本サービス利用者への本サービス提供は、スタッフが行います。

4. 本サービスは利用者のお子様を、利用者若しくは利用者の指定する大人の方からお預かりし、利用者若しくは利用者の指定する大人の方へ受け渡します。

5. 本サービス提供場所は、利用者の指定する場所(自宅や保育施設など)で行うことを基本としますが、本サービス提供上適切でない場所ではお断りする場合があります。

6. 本サービスは満1歳から12歳までの健康なお子様を対象としています。

7. 本サービスはお預かりするお子様2名までに対してスタッフ1名の手配を標準としますが、3歳未満のお子様についてはお子様1名につきスタッフ1名での対応となります。利用料金はスタッフ1名ごとの価格となっています。

8. 組合は、本サービスの全体又は一部を第三者に委託することがあり、利用者はそれを承諾しているものとします。

9. 本サービスを提供するスタッフは複数担当制となる場合があります。原則、スタッフの指名はできません。また、利用者の都合によるスタッフの指名・交代は原則として行いません。

10. 本サービスの提供する活動の範囲は、利用者が本サービス申込時に提出する「サービス内容申込書」にて組合が確認した内容に限定し、記載内容以外の活動を申し込み後にスタッフに直接指示・命令することはできません。

11. 利用者は、本サービスの対象とする内容について、組合への申し込みによらずにスタッフと直接契約及び交渉をすることはできません。

12. 本サービスの実施にあたり、スタッフは本サービス利用者のご自宅及び指定施設の水道・電気・ガスを使用させていただきます。その使用料は利用者にてご負担頂きます。

13. 本サービス提供に必要な備品(日常使われている哺乳瓶・オムツ・玩具など)は、利用者にご用意頂き、無償で使用させていただきます。

14. 本サービスの実施により出たゴミ・廃棄物等は利用者にて処分して頂きます。

(利用料金のお支払い)

第4条 利用者は、本サービスの利用料金合計額とスタッフの交通費を、組合があらかじめ定める方法にて組合にお支払い頂くものとします。

2. 万一応急処置や医療機関への受診などが発生した場合、これに要した費用(お子様とスタッフの交通費も含む)についてその実費をご請求させていただきます。

(本サービスの予約、キャンセル料)

第5条 本サービスの利用を希望する組合員は、本ご確認事項に同意の上、「家事代行・ハウスクリー

ニング受付センター」に利用を申し込むものとし、(「家事代行・ハウスクリーニング受付センター」受付日：月曜日～金曜日、ただし年末年始の休業日を除く。)

2. 本サービス申し込みの後、スタッフが利用者のご自宅を訪問し、本サービスの詳細を説明致します。その後利用者に「サービス内容申込書」へ記入・署名頂き、組合は「サービス内容申込書」記載の内容に従って本サービスを行います。
3. 組合は、利用者のご希望をうかがって、本サービスを提供する日時(以下「本サービス予定日時」といいます。)を決めます。ただし、ご予約状況により、ご希望に沿えない場合があります。
4. 本サービス予定日時における1回あたりの本サービス提供は、2時間以上から承ります。その後は10分単位で精算を行います。なお2時間未満でのご利用の場合も2時間分の利用料金となります。
5. 組合とあらかじめ合意した日程で利用者が自身の都合で本サービスを受けることができない場合には、事前に「家事代行・ハウスクリーニング受付センター」へお申し出頂くものとします。ただし、その場合は当初手配した日程に対するキャンセル料として、その予定日1日前(土曜日・日曜日及び年末年始の休業日は日数に含めない)の午後5時を過ぎた時点から利用料金予定額の100%相当額を組合の指定する方法で組合に支払うものとし、
6. 本サービス予定日のサービス開始予定時刻に利用者及びその代理人がサービス提供場所にご不在であった場合や、お呼び出しに対して応答が無く連絡も困難な場合につきましては、利用者自身の都合によるキャンセルとみなし、利用予定金額の100%相当額と併せ、スタッフ交通費を組合の指定する方法で組合に支払うものとし、

(食事の提供)

第6条 スタッフは利用者からのご要望に基づいてお子様へ食事の提供を行うことができますが、提供できる食事は以下のものに限定させていただきます。

- (1) あらかじめ利用者にご用意頂いた食品
 - (2) あらかじめ利用者にご用意頂いた材料を用いて調理した食品
2. 食事の提供を受けるお子様がアレルギーをお持ちの場合は、事前にスタッフまでお申し出頂くものとします。

(他サービスとの併用)

第7条 本サービスと組合の提供する他の家事代行サービスメニューとの併用実施は可能ですが、お子様の安全を優先しご希望にお応えできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、ベビー・キッズシッターサービス以外の実施内容が多い場合はスタッフを別途1名お伺いさせて頂く場合があります、別途料金の対象となりますのでお申し込み前にご確認ください。

2. 本サービス実施にあたり、組合及びスタッフは利用者のご要望に沿うよう努力致しますが、以下のご要望にはお応えすることができません。
 - (1) 車・自転車の運転を要するお子様の送迎
 - (2) 医療行為
 - (3) 法令に違反する行為
 - (4) 公序良俗に反する行為
 - (5) その他、スタッフがお子様のそばを離れなければならない作業が発生する場合

(与薬)

第8条 本サービスでは医療行為は原則行う事ができません。与薬のご依頼については、医師が処方した薬でかつ組合指定の依頼書に利用者が記載したものに限定させていただきますが、与薬によって生じた一切について組合は責任を負わないものとし、

(サービス提供の制限)

第9条 次の理由に該当した場合は、本サービスの提供が制限される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 本ご確認事項をお守り頂けない場合
- (2) 本サービス提供対象のお子様は病気・感染症に罹患している場合、又はその症状がある場合
- (3) 本サービス提供対象のお子様は外傷性疾患(やけどや腫れ物を含む怪我)があり、症状が安定していない場合
- (4) 本サービス提供対象のお子様について、スタッフがお預かりを開始する時点で体温が37.5℃以上であるとき
- (5) 本サービス提供中にお子様の容態に著しい変化又は変化の兆候が現れた場合
(本号に該当する場合は保護者の方にご帰宅の依頼を致します。その際は速やかなご帰宅をお願いします。また緊急を要すると判断される場合は保護者の許可無く救急車の手配を行う場合があります。)
- (6) その他、お子様ならびにスタッフの安全が確保できないと組合が判断するに足る事情が生じた場合

(本サービスの中止)

第 10 条 利用者が次の事項に該当した場合は、組合はサービスを中止致します。

- (1) 本規約をお守り頂けない場合
- (2) スタッフへの暴行・セクシャルハラスメント・脅迫・恫喝・威嚇及びスタッフの名誉・身体等を傷つける言動又は行為があった場合
- (3) 利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者又は暴力団関係団体、その他の反社会的勢力であると判明したとき
- (4) その他、組合が本サービスを実行できないと判断するに足る事情が生じた場合

(損害賠償)

第 11 条 スタッフの過失によって、利用者が損害を被った場合、組合は、スタッフの責めに帰すべき理由から現実的かつ直接的に生じた通常損害の範囲で、組合が加入する賠償責任保険に基づいて保険会社から受け取った保険金額を限度として損害賠償責任を負います。ただし、スタッフの故意又は重大な過失によって、利用者が損害を被った場合、組合は民法その他の法令で定められた範囲で損害賠償責任を負います。

2. 前項において組合が損害賠償の義務を負担する範囲は、利用者が申し込んだ本サービス内容、又は本サービス実施時間内にスタッフが行った行為に限らせて頂きます。

3. 以下に示す損害については、組合は責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変・法令の制定及び改廃・公権力の行使・交通機関の事故・通信の途絶・第三者の行為・その他やむを得ない事情等、スタッフの責めに帰さない理由から利用者が被った損害、及び利用者自身の故意又は過失から生じた損害
- (2) 利用者側の個別の事情に関連して利用者自身に生じた損害
- (3) 原因の如何を問わず組合が本サービスを提供できなかったことから生じた利用者の損害

(免責)

第 12 条 次の各号に定める理由により利用者に生じた損害について、組合は責任を負いません。

- (1) 本サービスを提供するにあたり、利用者（保護者）より申告されたお子様の既往歴・状態の虚偽・重要事項の申告漏れ
- (2) 本サービスの契約に含まれないお子様が同行された場合
- (3) 公共交通機関の遅延など不可抗力による到着の遅れ
- (4) 災害・事変等、組合の責めに帰す事のできない理由が発生したとき
- (5) 裁判所等の公的機関の措置等、やむを得ない理由のとき
- (6) 暴動・戦争等の事態が発生したとき

(個人情報の取り扱い)

第 13 条 利用者が組合及びスタッフに提供した個人情報の取り扱いは、組合が定める個人情報保護規程に定めるとおりとします。

(管轄裁判所)

第 14 条 利用者と組合の間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることを利用者及び組合はあらかじめ合意したものとします。

(その他)

第 15 条 組合の判断により、本サービスの全体又は一部が変更又は廃止されることがあります。本サービスの全体又は一部廃止の場合には、利用者に対して契約解除予定日の 1 カ月前までに通知することにより、契約を解除することができるものとします。なお、本サービスの変更又は廃止によって利用者に生じた損害については、組合は一切責任を負わないものとします。

2. 組合は本ご確認事項を任意に改定できるものとします。なお、本ご確認事項の変更内容を組合公式サイトにおいて告知した後に、利用者が本サービスを利用及びその申し込みをすることによって、利用者は本ご確認事項の変更を承諾したものとみなします。

以上